

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 1日

広島市長

提出者

住所 広島市東区牛田新町2丁目4番19号

氏名 株式会社 河崎組

代表取締役 奥田耕一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-228-2288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社河崎組
事業場の所在地	広島市東区牛田新町2丁目4番19号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3,535,341,290 円（前年度実績）
③従業員数	83 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類、木くず類等→処理委託し再資源化

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 2022 年度) 実績量  
 計画:今年度( 2023 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻	0	0									0	0	0	0	0	0					
汚泥	23.43	22.00									23.43	22.00	23.43	15.00	23.43	7.00					
廃油	0	0									0	0	0	0	0	0					
廃酸	0	0									0	0	0	0	0	0					
廃アルカリ	0	0									0	0	0	0	0	0					
廃プラスチック類	18.85	22.40									18.85	22.40	1.40	0.70	3.26	7.70					
紙くず	1.12	10.50									1.12	10.50	0	0	0.31	10.00					
木くず	41.36	46.00									41.36	46.00	0	0	27.71	38.00					
繊維くず	0	0									0	0	0	0	0	0					
動植物性残さ	0	0									0	0	0	0	0	0					
動物系固形不要物	0	0									0	0	0	0	0	0					
ゴムくず	0	0									0	0	0	0	0	0					
金属くず	1.51	50.70									1.51	50.70	0	0	1.51	50.70					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0	100.00									0	100.00	0	0	0	100.00					
鋳さい	0	0									0	0	0	0	0	0					
がれき類	6,416.41	1,785.00									6,416.41	1,785.00	67.03	4.00	6,372.37	1,735.00					
動物のふん尿	0	0									0	0	0	0	0	0					
動物の死体	0	0									0	0	0	0	0	0					
ばいじん	0	0									0	0	0	0	0	0					
廃石膏ボード	0	50.00									0	50.00	0	50.00	0	0					
石綿含有産業廃棄物	0	0									0	0	0	0	0	0					
建設混合廃棄物	9.87	108.00									9.87	108.00	2.95	1.00	9.87	5.00					
合計	6,512.55	2,194.60	0	0	0	0	0	0	0	0	6,512.55	2,194.60	94.81	70.70	6,438.46	1,953.40	0	0	0	0	

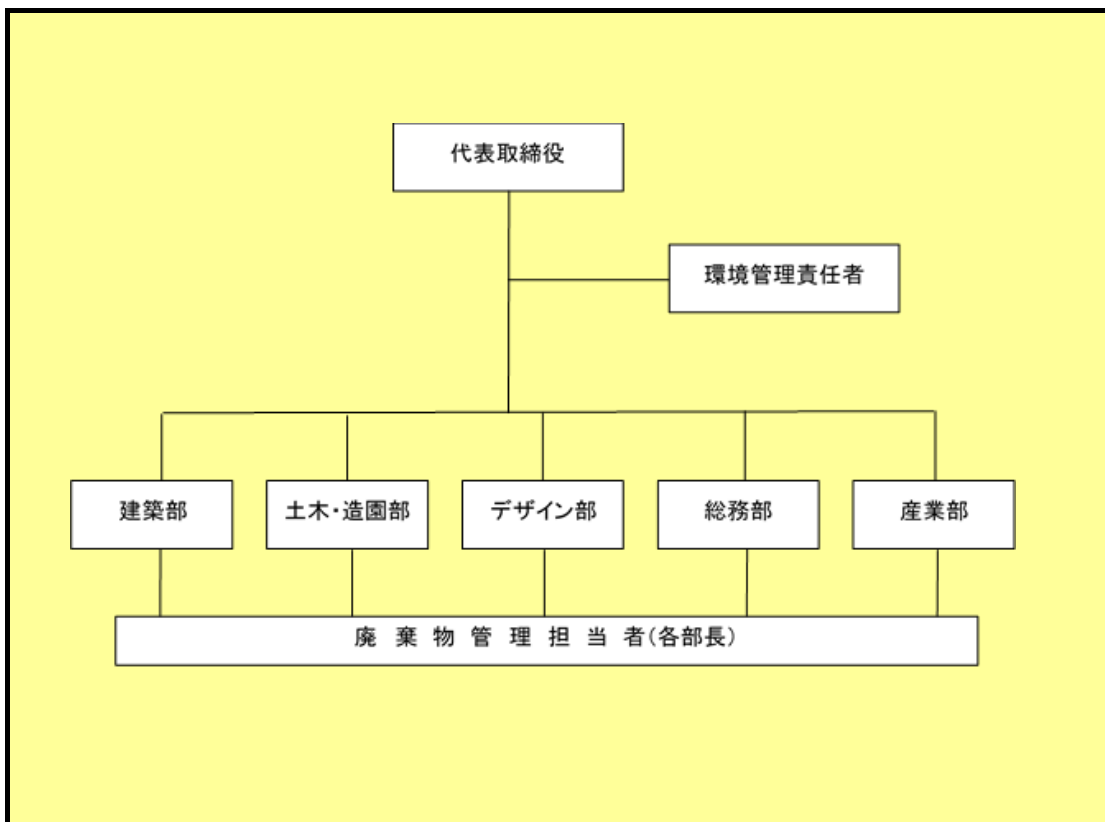
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>取壊し等の作業を必要以上行わず排出量の抑制に努める。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も同様の取組みを行う。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリートがら、アスファルトがら、木くず、金属くず、紙くず等に分別を行っている。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後も同様の取組みを行う。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>杭残土を現場内で再利用した。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>杭打工事が有れば再生利用に取組みたい。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生利用業者との適切な委託契約を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も適切な委託契約を行う。